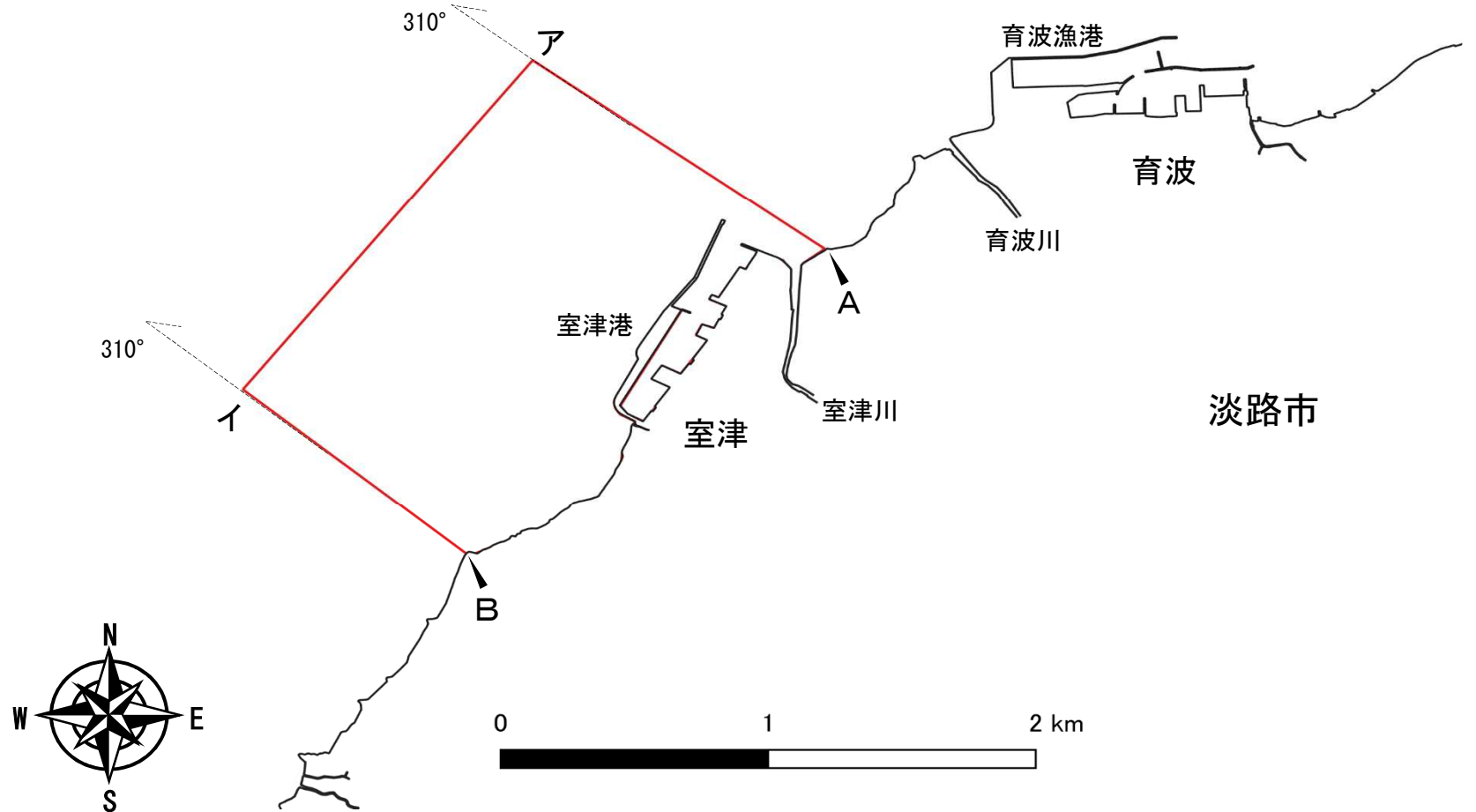


免許番号 共第125号  
漁場の位置 淡路市室津地先  
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界  
(北緯34度31.46分、東経134度52.90分)
- B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界  
(北緯34度30.81分、東経134度52.21分)
- ア Aから310度1,200メートルの点  
(北緯34度31.88分、東経134度52.30分)
- イ Bから310度1,000メートルの点  
(北緯34度31.16分、東経134度51.71分)



令和5年9月1日 免許
共第125号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件			
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで							
	1	ひじき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第125号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>淡路市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		